

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長

殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において、農業生産基盤の整備に当たっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされた。このことを受け、土地改良法（昭和24年法律第195号）においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成14年4月1日から施行されることとなった。

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、平成14年度から別紙の環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき事業を実施することとされたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

おって、貴局管内都府県には、貴職からこの旨周知願いたい。

以上、命により通知する。

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱

第1 環境との調和に配慮した事業の推進

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が生まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業であって第5に定める事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の実施に際しても、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮してゆく必要がある。

このため、今後の農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえて実施するものとし、食料の安定供給等とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとする。

第2 田園環境整備マスタープランに基づく事業の実施

国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

また、国は、補助事業の実施に当たって、申請された事業計画が以下に該当する場合には、当該事業を採択しないものとする。

- 1 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系について、有効な対策が講じられていない場合
- 2 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて配慮すべきとされている事項について、有効な対策が講じられていない場合
- 3 その他当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランと整合が図られていないと認められる場合

第3 田園環境整備マスタープランが見直された場合の措置

田園環境整備マスタープランが見直された場合において、事業主体は、事業計画の変更を行うときは、原則として、計画変更後に工事に着手する部分について当該田園環境整備マスタープランとの整合を踏まえた事業計画を作成するものとする。

第4 継続中地区の取扱い

現に施行中の地区についても、事業主体は、田園環境整備マスタープランを踏まえた事業実施に留意するとともに、第3の場合と同様に取り扱うものとする。

第5 対象事業

本要綱の対象とする事業は別表に定める。

第6 委任

田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省生産局長が別に定める。

附則

- 1 ほ場整備事業実施要綱(昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 2 土地改良総合整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 3 水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱(平成12年10月10日付け12構改D第227号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営水田農業経営確立排水対策特別事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 4 担い手育成草地整備改良事業実施要綱(平成8年5月10日付8畜B第229号農林水産事務次官依命通知)及び畜産基盤再編総合整備事業実施要綱(平成7年4月1日付7畜B第323号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営担い手育成草地整備改良事業及び畜産基盤再編総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 5 次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
 - (1) 基盤整備促進事業実施要綱(平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 里地棚田保全整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2424号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 田園自然環境保全整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2629号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2759号農林水産事務次官依命通知)
- 6 農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業実施要綱(平成17年3月25日付け16農振2158号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 7 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱(昭和41年4月23日付41農地D第772号農林事務次官依命通知)に基づき平成20年3月31日までに採択された団体営事業については、第5の規定に関わらず、本要綱の対象事業とする。

別 表

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業

名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者
国営かんがい排水事業	国営かんがい排水事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第532号	農林水産事務次官
国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
国営農業用水再編対策事業	国営農業用水再編対策事業実施要綱	平成4年7月7日	4構改D第343号	農林水産事務次官
国営環境保全型かんがい排水事業	国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱	平成9年11月25日	9構改D第221号	農林水産事務次官
国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱	平成10年4月8日	10構改D第217号	農林水産事務次官
国営流域水質保全機能増進事業	国営流域水質保全機能増進事業実施要綱	平成12年3月24日	12構改D第263号	農林水産事務次官
農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第1931号	農林水産事務次官
地域水ネットワーク再生事業	地域水ネットワーク再生事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第1811号	農林水産事務次官
国営施設機能保全事業	国営施設機能保全事業実施要綱	平成23年4月1日	22農振第2220号	農林水産事務次官
特定地域振興生産基盤整備事業	特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱	平成23年4月1日	22農振第2242号	農林水産事務次官
国営施設応急対策事業	国営施設応急対策事業実施要綱	平成24年4月6日	23農振第2685号	農林水産事務次官
6次産業化等促進基盤整備事業	6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱	平成24年10月26日	24農振第1602号	農林水産事務次官
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第2091号	農林水産事務次官
干拓地等農地整備事業	干拓地等農地整備事業実施要綱	昭和52年4月16日	52構改D第283号	農林事務次官
都道府県営干拓事業	都道府県営干拓事業実施要綱	昭和39年7月31日	39農地D第714号	農林事務次官

農用地開発事業	農用地開発事業実施要綱	昭和45年12月10日	45農地C第500号	農林事務次官
水田転換特別対策事業	水田転換特別対策事業実施要綱	昭和46年5月28日	46農地D第397号	農林事務次官
国営農地再編整備事業	国営農地再編整備事業実施要綱	平成7年4月1日	7構改D第157号	農林水産事務次官
農道整備事業	農道整備事業実施要綱	昭和52年4月16日	52構改D第239号	農林事務次官
国営緊急農地再編整備事業	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第2056号	農林水産事務次官
農業集落排水事業	農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱	平成14年3月30日	13農振第3438号	農林水産事務次官
農村振興総合整備事業	農村振興総合整備事業実施要綱	平成13年3月30日	12農振第1963号	農林水産事務次官
村づくり交付金	村づくり交付金実施要綱	平成16年3月30日	15農振第2551号	農林水産事務次官
中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業実施要綱	平成2年8月1日	2構改D第475号	農林水産事務次官
農地環境整備事業	農地環境整備事業実施要綱	平成4年7月15日	4構改D第457号	農林水産事務次官
生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第2161号	農林水産事務次官
国営総合農地防災事業	国営総合農地防災事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第486号	農林水産事務次官
公害防除特別土地改良事業	公害防除特別土地改良事業実施要綱	昭和47年1月11日	46農地D第808号	農林事務次官
震災対策農業水利施設整備事業	震災対策農業水利施設整備事業実施要綱	平成23年11月21日	23農振第1910号	農林水産事務次官
農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第2114号	農林水産事務次官
直轄管理事業	土地改良法	昭和24年6月6日	法律第195号	
広域農業水利施設総合管理事業	広域農業水利施設総合管理事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改A第986号	農林水産事務次官
国営造成施設県管理費補助事業	土地改良関係施設補助金交付要綱	昭和31年7月28日	31農地第3543号	農林事務次官
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱	平成8年7月31日	8構改A第595号	農林水産事務次官

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	昭和60年4月26日	60構改D第302号	農林水産事務次官
新農業水利システム保全対策事業	新農業水利システム保全対策事業実施要綱	平成16年3月30日	15農振第2543号	農林水産事務次官
農用地総合整備事業	農用地総合整備事業実施要綱	平成元年9月25日	元構改A第896号	農林水産事務次官
特定中山間保全整備事業	特定中山間保全整備事業実施要綱	平成13年3月30日	12林整整第690号	農林水産事務次官
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱	平成23年4月1日	22農振第2199号	農林水産事務次官
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業	独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領	平成15年10月1日	15農振第1413号	農村振興局長
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業造成施設管理	独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱	平成15年10月1日	15農振第1411号	農林水産事務次官
直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和31年5月12日	法律第101号	
海岸保全施設整備事業	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱	昭和33年9月30日	33地第3731号	農林事務次官
海岸耐震対策緊急事業	農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱	平成19年3月30日	18振第1831号	農林水産事務次官
農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業	農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第2170号	農林水産事務次官
農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業	農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱	平成18年3月31日	17振第1886号	農林水産事務次官
海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱	昭和49年10月21日	49改D第782号	農林事務次官
農山漁村地域整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアに掲げる事業及び同実施要綱第2の1の(2)の①のエに掲げる事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱	平成22年4月1日	21農振第2453号	農林水産事務次官

のうち農地保全に係るもの				
地域自主戦略交付金のうち地域自主戦略交付金制度要綱別紙1の1に掲げる事業及び同制度要綱別紙1の4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	地域自主戦略交付金制度要綱	平成23年4月1日	府地戦第33号 警察庁甲官発第109号 総官企第112号 23文科施第4号 厚生労働省発健0401第10号 22農振第2184号 平成23・03・24財地第1号 国官会第2614号 環境政発第110330002号	内閣府事務次官 警察庁長官 総務事務次官 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官
沖縄振興公共投資交付金のうち沖縄振興公共投資交付金制度要綱別紙2の1に掲げる事業及び同制度要綱別紙2の4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	沖縄振興公共投資交付金制度要綱	平成24年4月6日	府地戦第45号 警察庁甲官発第135号 総官企第138号 24文科施第2号 厚生労働省発会0406第5号 23農振第2591号 平成23・03・23財地第2号 国官会第3156号 環境会発第120406011号	内閣府事務次官 警察庁長官 総務事務次官 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官
東日本大震災復興交付金のうち東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)別添1から4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)	平成24年1月16日	23予636号	農林水産事務次官
東日本大震災復興交付金のうち東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)別添1から4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)	平成24年1月16日	23予635号	農林水産事務次官
農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱第2の1から9に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第2170号	農林水産事務次官